

出前講座における感染症予防対策

一般社団法人 奈良県助産師会 健康教育係

基本的な感染予防対策

1.健康状態の把握

- ①担当講師は、体調確認を行う。
- ②体調に異常を認めた場合は、速やかに受診し、感染が確認された場合は、速やかに依頼先へ連絡し、講座の延期・中止について相談する。
- ③感染者が増加し開催が危ぶまれる場合、依頼先は速やかに担当講師に連絡する。

2.衛生管理

- ①講座前後の手洗いや手指消毒を行う。
- ②共有した教材は、使用後に消毒する。
- ③会場は常に換気または、休憩時に必ず換気をする。
- ④担当講師は、感染症の流行状況や職業的特性を考慮した上でマスクを着用する。
- ⑤流行時は、教材の共有、接触機会を最小限にとどめる。体験人数の制限や中止を検討する。

3.依頼先との確認事項

- ①県や教育委員会、厚生労働省から発信される感染症の動向や感染対策
- ②流行期は、受講者の感染状況や集団発生の有無

講座開催延期または中止の判断

- ・感染を拡大させる恐れがある時
- ・学校保健安全法第20条による学級閉鎖
- ・感染リスクにより、担当講師のその後の業務に支障が生じる恐れがある時
 - ① 依頼先と情報交換を十分に行い、早めに対処する。
 - ② 対応が可能であれば、開催方法を変更してもよい。
 - ③ 依頼先との協議により決定するが、判断に迷う場合は健康教育係に相談する。

以上